

香川県報



第 26 号

平成 15 年

4月4日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）

ページ

告示

- 新たに生じた土地を確認した旨の届出 (自治振興課) 一
- 字の区域に編入する旨の届出 () " ()
- 生活保護法の規定による医療扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 二
- 生活保護法の規定による指定医療機関を廃止した旨の届出 () " ()
- 道路の区域変更 (道路保全課) 二

公告

- 土地改良区連合の役員の退任の届出 (土地改良課) 三
- 建設業法の規定による建設業者の監督処分 (土木監理課) 三
- 基本測量を終了した旨の通知 () " ()
- 公共測量を終了した旨の通知 () " ()
- 都市計画の図書の写しの縦覧(三件) (都市計画課) 三
- 開発行為に関する工事の完了(二件) () " ()

監査委員公表

○監査結果の公表

人事委員会規則

- 香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 六
- 人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則 五

告示

香川県告示第二百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、坂出市の

区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨、坂出市長から届出があった。

平成十五年四月四日

香川県知事 真鍋 武紀

位 置	面 積
坂出市瀬居町字竹ノ浦七一五の二、七二二、七二二、七二八、九〇七、九〇八、九一〇及び九一三から九一六までの地先の公有水面埋立地	二、七三四・五九平方メートル

香川県告示第二百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、坂出市長から届出があった。

平成十五年四月四日

香川県知事 真鍋 武紀

上 欄	下 欄
坂出市瀬居町字竹ノ浦	坂出市瀬居町字竹ノ浦七一五の二、七二二、七二二、七二八、九〇七、九〇八、九一〇及び九一三から九一六までの地先の公有水面埋立地

香川県告示第二百一十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年四月四日

香川県知事 真鍋 武紀

指定年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一四、一一、一	中山薬局	中山 トミエ	さぬき市大川町富田西三〇五
平成二五、一、二三	清水讀成堂薬局	有限会社タキ薬局	大川郡大内町三本松一七二二

香川県告示第二百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。
平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃止年月日	名 称	開設者	所 在 地
平成一四、一、三〇	中山薬局	中山 トミヤ	さぬき市大川町富田西三二〇 三・一

香川県告示第二百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十五年四月四日から同月二十五日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 田ノ浦坂手港線（二四九号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
小豆郡内海町田浦字切谷甲一六〇 番四地先から 小豆郡内海町田浦字切谷乙六八五 番二地先まで	三・八	八・六	八・六	一一八	道路改修事 業による現 道拡幅
	八・六	一九・八			

公 告

香川県公告二百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、新川沿岸土地改良区連合から役員の内退任について次のとおり届出があった。
平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	戸田 清則	高松市前田西町七六四番地	平成一四、一、二〇

香川県公告第二百二十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。
平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 処分をした年月日 平成十五年三月二十八日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号
 - 1 商号 有限会社川波建設
 - 2 主たる営業所の所在地 木田郡三木町大字井上一八八四番地一
 - 3 代表者の氏名 川波 昌巳
 - 4 許可番号 香川県知事許可（般・十四）第五九八五号
- 三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、平成十五年四月十四日から同月二十三日までの十日間、建設業の営業の停止を命ずる。

四 処分の原因となった事実

有限会社川波建設及び同社の前代表取締役は、みだりに、平成十三年十月二日ごろ、三木町の山林において、同社などが請け負った焼損倉庫の除去作業に伴い発生したコンクリートの破片、モーターなどの産業廃棄物を捨てたとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）違反により、平成十四年九月十九日に高松地方裁判所から、同社については罰金四〇〇万円、前代表取締役については懲役一年（執行猶予三年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

香川県公告第二百二十一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年三月二十日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十四年四月十一日から平成十五年三月二十日まで

三 作業地域

丸亀市

善通寺市

香川県公告第二百二十二号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条で準用する同法第十四条第二項の規定により、広島防衛施設局長から次の公共測量を平成十五年二月二十五日終了した旨の通知があったので、同法第三十九条で準用する同法第十四条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

公共測量（施設測量）

二 作業期間

平成十四年十一月二十五日から平成十五年二月二十八日まで

三 作業地域

善通寺市善通寺町字田尾

香川県公告第二百二十三号

大内町より大内都市計画用途地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十四号

大内町より大内都市計画臨港地区の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十五号

飯山町より飯山都市計画用途地域の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市飯野町東分字中原一〇七・一、一一〇七・四、一一〇七・五及び一一〇八・

六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高松市古新町八番地一
新日本石油株式会社 四国支店
支店長 山縣 由起夫

香川県公告第二百二十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年四月四日

香川県知事 真 鍬 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

綾歌郡宇多美町宇長縄手七六八・三及び七六八・四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

綾歌郡宇多美町七六九番地

小林 正美

開発委員公表

監査委員公表（第438号）

香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成15年4月4日

香川県監査委員 松 本 康 範

同 篠 原 公 七

同 同 石 川 稗 治

同 同 同 廣 瀬 員 義

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成14年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
機動警ら課	平成15年1月16日
交通機動隊	"
運転免許課	"
警察学校	"
高速道路交通警察隊	"
坂出警察署	"
高松北警察署	平成15年1月17日
高松南警察署	"
琴平警察署	"
普通寺警察署	"
長尾警察署	平成15年1月20日
大内警察署	"
機動隊	"
綾南警察署	"
捜査第一課	平成15年2月3日
捜査第二課	"
鑑識課	"
科学捜査研究所	"
公安課	"
警備課	"
生活安全企画課	平成15年2月4日
生活保安課	"
地域課	"
通信指令課	"
交通企画課	"
交通指導課	"
交通規制課	"
総務課	平成15年2月6日

企画課	〃
人事課	〃
監察課	〃
会計課	〃
厚生課	〃
情報管理課	〃
志度警察署	平成15年2月26日
高松東警察署	〃
土庄警察署	〃
内海警察署	〃
丸亀警察署	〃
多度津警察署	〃
高瀬警察署	〃
観音寺警察署	〃

4 監査の結果
財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度関係機関に口頭により指導を行った。

- 予算の執行に当たっては、今後とも厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。
- (1) 指摘事項
該当事項なし
- (2) 指導注意事項
ア 証紙収入について
仮運転免許試験手数料（1件につき2,050円）2件について種目別に分類及び整理する際に仮運転免許証交付手数料（1件につき1,200円）と錯誤し処理したため証紙収納簿の件数及び収納金額を誤り、これに基づく証紙収納報告も同様に誤ったものとなっており、是正する必要がある。（高松北警察署）
イ 通勤手当の支給について
自動車で通勤する職員の通勤手当の支給に当たり、通勤距離の認定を誤っているものが見受けられたので、精査のうえ正当額との差額分を返納させる必要がある。

(坂出警察署)
(3) 検討指示事項
扶養手当認定手続について
別居の親を扶養親族とする場合には、所得証明書等同居の場合に必要とされる書類に加え、別居の理由及び扶養の方法を記載した書類の提出を求め審査することとしているが、運用上の要件である親への仕送り額が親の収入額全体の3分の1以上であることについての確認が十分なされていないことから支給要件の確認方法を整備し明確にする必要がある。（人事課）

人事委員会規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十五年四月四日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第十二号

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年香川県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「次長」のところに「政策調整課」を加え、「エコタウン推進主幹」を「適正処理推進主幹」に、「政策課及び行政企画課の室長補佐、政策課の政策」予算又は労働関係の事務を担当する副主幹、法務文書課の政策法務又は法規関係の事務を担当する副主幹」を「法務文書課の政策法務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹」に改め、同表職会の事務部局の項中「次長」を「事務局次長」に改め、「係長」のところに「及び主査」を加え、同表人事委員会の事務部局の項中「課長」を「事務局次長」に、「係長」を「主任」に改め、同表監査委員の事務部局の項及び地方労働委員会の事務部局の項中「課長」を「事務局次長」に改める。

別表第一東京事務所の項中「主幹」を削り、同表環境保健研究センターの項の次に次のように改める。

別表第二保健福祉事務所の項及び中讃保健所の項中「次長」の下に「、主幹」を加え、同表中計量検定所の項から高等技術学校の項までを次のように改め、森林センターの項及び林業事務所の項を削る。

森林センター	所長
林業事務所	所長
産業技術センター	所長、次長、発酵食品研究所長、総務課長
計量検定所	所長
高等技術学校	校長、副校長(高松高等技術学校に置かれるものに限る。)、 総務課長(高松高等技術学校に置かれるものに限る。)
栗林公園観光事務所	所長、主幹、総務課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年四月四日

香川県人事委員会委員長 武田安紀彦

香川県人事委員会規則第十三号

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長に対する事務委任に関する規則(昭和五十五年香川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十五号(7)中「第七条第一項第六号」の下に「又は第七号」を加え、同号(8)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。